

VI 知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条の規定により設置されたものであり、次の業務を行っている。

1 知的障害者更生相談所の業務

平成25年度から、障害者総合支援法が施行され、障害者施策の実施主体が市町に一元化されたことに伴い、当所の業務の一部が変更された。

(1) 相談業務

18歳以上の知的障害者及びその家族などから施設利用、日常生活、療育手帳、医療、進路、就労、障害年金、各種手当等についての相談に応じ、専門家による助言、指導を行っている。また、市町や関係機関等と連携し、必要な支援を行っている。

来所による相談が困難な者に対しては、福祉事務所や市町などと連携し、出張による相談にも応じている。

(2) 判定業務

相談内容に応じ、専門家による各種判定を行っている。その主な内容は次のとおりである。

業務種別	業務内容
市町からの依頼による判定	市町が知的障害者の援護を行うにあたり、医学的、心理学的及び職能的判定が必要な場合に、その求めに応じて判定を行う。
療育手帳の判定	療育手帳の交付及び更新のための判定。
手当の判定	手当の支給を希望する在宅の知的障害者について、特別児童扶養手当・特別障害者手当の支給要件に該当するか否かの判定をする。

(3) 情報提供

ア 障害年金等診断書作成にかかる情報提供

知的障害者が、医療機関で障害年金等診断書の作成を依頼する際、障害程度、経緯等について本人・家族等の求めにより、情報提供をする。

イ 職業指導にかかる情報提供

知的障害者が公的機関で職業指導を受ける際、その指導に資するために、本人同意のもと当該機関からの依頼に応じて障害の程度等について情報を提供する。

ウ 被害解決のための情報提供

知的障害者が詐欺などの被害にあった場合、その問題解決のために、本人同意のもと当該支援機関からの依頼に応じて情報提供をする。

(4) 市町に対する支援

市町が障害者に対して相談に応じたり、障害福祉サービスの支給決定の際の障害程度区分や、支援の必要性についての整理等に関して困難が生じた場合に、市町からの求めに応じて技術的助言をしている。

2 管内の状況

(人口、世帯数は平成27年4月1日現在)

圏域	市町名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	療育手帳所持者(人) (H27.3.31 現在)	相談数 (人) (H27.3.31 現在)	
石川中央	金沢市	464,383	200,040	2,957	253	
	かほく市	34,177	11,656	266	22	
	白山市	109,034	38,453	755	82	
	野々市市	56,020	25,496	319	48	
	河北郡	津幡町	36,918	12,645	248	23
		内灘町	26,875	10,367	152	13
南加賀	小松市	106,742	38,701	705	70	
	加賀市	67,528	25,538	525	57	
	能美市	48,885	16,913	362	47	
	能美郡	川北町	6,322	1,862	30	4
能登中部	七尾市	54,158	20,754	496	57	
	羽咋市	21,820	8,157	185	17	
	羽咋郡	志賀町	20,469	7,745	196	19
		宝達志水町	13,175	4,490	134	17
	鹿島郡	中能登町	17,641	6,201	158	13
能登北部	輪島市	26,983	10,990	265	3	
	珠洲市	14,571	5,995	116	9	
	鳳珠郡	穴水町	8,658	3,438	71	7
		能登町	17,307	7,020	176	20
管外					4	
計		1,151,666	456,461	8,116	785	

3 相談判定状況(平成26年度)

(1) 相談処理状況

区分	取扱実人員 (人)	相談内容(件)								
		療育手帳	生活	職業	施設	医療	手当	他情報 機関への 提供	その他	計
来所	281	280				29			2	311
書類	484	333		16		102		33		484
出張	20	20								20
計	785	633		16		131		33	2	815

(2) 判定状況

区分	判定実人員 (人)	判定内容(件)						計
		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	社会診断	特別障害者 手当の評価	その他	
来所	280	106	280		280	26		692
書類	326		326		326	75		727
出張	20		20		20	3		43
計	626	106	626		626	104		1,462

(3) 文書交付状況

(単位:件)

区分	文書交付					計
	療育手帳	診断情報 提供の 書類	他情報 機関への 提供	特別児童 手当 診断書 扶養	その 証明 他書	
来所	280	31	1	20	7	339
書類	324	106	43		4	477
出張	20					20
計	624	137	44	20	11	836